

『源氏物語』古注釈における本文区分

——『光源氏物語抄（異本紫明抄）』を中心に——

陣野英則

一 はじめに

『源氏物語』の本文について、会話文、内語文（心中思惟・心内語などともいう）、消息文、へ地の文、へ草子地などを区分してとらえるという営為は、この物語の注釈史もしくは享受史においていかに展開してきたのか。かつて、拙稿^①においてその概略を整理してみたが、本稿では、中世の『源氏物語』古注釈における本文の区分について、その淵源ならびに展開をより正確にとらえるべく、『光源氏物語抄（異本紫明抄）』^②に見出される注記を中心に検討したいとおもう。

一般には、室町時代（一四七〇年代）に成立した注釈書である、一条兼良の『花鳥余情』以降、文意と文脈との把握に重点がおかれてゆくようになり、本文を区分する注記が目立ってくると考えられている。たしかに、大雑把にみればそうした通説は正しい。ただし、先の拙稿でも確認したように、南北朝期に成立した四辻善成の『河

海抄』において、きわめて少数ではあるが、文意、文脈を正確に把握しようとする注記がある^③。また、既に井爪康之氏は、『光源氏物語抄』のなかに一例のみ見出される「物語字詞也」という箇所をはじめとして、本文の区分に関する注記がいくつか見出されることを指摘されている^④。井爪氏は、「文脈を整理すること全体に関心があり、

文章を分析・分類した結果」としての注記をもつ注釈書の源に『光源氏物語抄』を位置づけた上で、「注釈史の流れ」について、「異本紫明抄から紫明抄に移る過程で地の文と会話を読み分ける文脈把握の方法は切り捨てられていった」と説明されている。なお、井爪氏の論考は、「地」（地の文）あるいは「草子地」なる術語の検討を中心の課題とするものであり、『光源氏物語抄』にみられる本文区分に関する注記のすべてを網羅して検討されてはいないようである。

果たして、右のような注釈史の展開についての把握が正しいといえるのかどうか、まずは、『光源氏物語抄』のなかから本文区分に関わりのある注記のすべてをとりあげて、それぞれの注記内容を検討してゆく必要があるのではないかとおもわれる。さらに、その上で

『紫明抄』などとの関係についてもなるべく詳細にみてゆきたいとおもう。

二 『光源氏物語抄』の本文区分に関わる注記

『光源氏物語抄』において、本文の区分を目的としていると考えられる注記は、決して多くはない。ただし、注記の目的が本文の区分とは別のところにあつたとしても、そこに記されている内容が本文の区分を前提として成り立つような注記、ないしは本文の区分に何らかの関わりをもつと判断されるような注記などをも含めて拾いあげてゆくと、全部で十三例が見出された。たとえば、会話文、消息文などの主体を明示しているような注記がいくつかみられるが、それらは十三例のなかに含まれている。本文中のある箇所に関して、作中人物Aの発した言葉であるということに注にする場合、まずは、本文のどこからどこまでが「地の文」と異なる位相にあるのかを意識することが必須であろう。それゆえ、これからとりあげる注記のなかには、本文の区分を直接的に示しているとはいいたくないものはあつても、これを前提としているというべき注記をも含めることにした。さらに、ある箇所の意味内容の説明を主たる目的としているような注記であつても、右のような意味で本文を区分するという意識が見出せるような注記についても含めて考えている。以下においては、そのすべてをとりあげて、それぞれの注記の内容について

検討を加えることとする。

また同時に、個々の注記が誰の説なのかという点にも留意してゆくこととしたい。『光源氏物語抄』の編者、編纂意図などに関しては、諸説あつて決定しがたい点も多いのだが、巻一の奥書、及び巻一の巻頭の「文永四二廿三始之」という記事によつて、建長四年（一二五二）から文永四年（一二六七）にかけて、この注釈書が作成されたものと推測される。つまり、およそ十三世紀半ばに成立するわけだが、一方でこの注釈書は、世尊寺伊行（『源氏釈』）、藤原定家（『奥入』）などの説から、同時代の少なからぬ人たちの説にいたるまで、ふんだんに盛り込んだ諸注集成型というべきものとなつている。以下にとりあげる十三例の注記についても、そのほとんどにおいて誰の説かが明記されている。したがつて、『光源氏物語抄』にその名がみえる人たちのなかで、本文の区分に対してもつとも意識的であるのは誰なのかということもおおよそ明らかになることであろう。

以下、巻一から順にとりあげてゆく。

*

まずは、「帚木」巻、「雨夜の品定め」の注記からとりあげる。これは、本文区分に関する注記としては特に注目に値するものと考えられる。

① ① なるのほれども、と云事

なるのほれども、と云より、おもひかけぬさいわいとついづるためしおほかり、と云まで、頭中将のことば歟。源氏難ぜ

られて、中将陳之。又、もとのしなに時よのおほみうちあひ、と云より、すてがたき物をば、と云までも頭中将の詞也。或申、わがいもうとゞも。よろしき聞えあるをおもひてのたまふとおもふらむ、とあるは中将にあたる歟。又、おほかたの世につけてみるには、と云より、おりふしにつけていではへするやうもありかし、と云までは馬頭が詞か。なに、よりてするすぞ、と云は、きんだちのかみなきえらびには、と云うへ、式部いまだ詞を出さず、馬頭が詞にあたり。又、いまは、と云より、さはべらぬか、と云までも、又、馬頭が詞也。其義以上におなじ。又、さしあたりて、と云より、ますことあるまじかりけりと云て、といふまでは中将の詞か。云て、とありて我いもうと、つゞけたる故也。又、よろづのことによそへておぼす、と云より、きこえ侍らむ、と云までは、又馬頭が詞也。ことばのつゞき顯然也。是以下は、分明にきこえたり。みわかちにくきところばかりを料簡事。

(一、49オウ同ウ)⁽⁵⁾

この注記では、複数の会話文の初めと終わり、そして個々の発言の主体を明確にしようとしている。典型的な本文区分の注記としてみとめられよう。なお、この注記については、注釈を施した者の名が記されていない。ひとまず、『光源氏物語抄』の編者の説とみておくべきであろうか。

ここでとりあげられている『源氏物語』の本文は、引用①の末尾

にもあるように、「みわかちにくきところ」であるがゆえに、詳しく注を付したものとおもわれる。具体的には、「雨夜の品定め」の前半部、宮中の「御宿直所」で光源氏と頭中将とが語らつてるところに、遅れて左馬頭、藤式部丞がやって来た直後からとりあげられている。このあたりは、特に発言者が誰なのかがとらえにくいところであり、現代の注釈書においても説が分かれている。たとえば、その最初、「なりのほれども、と云より、おもひかけぬさいわいとりのためしおほかり、と云まで」の会話文については、『花鳥余情』の、「中将、この人にゆづりてさだめさせ侍るに、むまのかみ物よくいふ人なりければやがてうけとりて申侍り」とする説⁽⁶⁾つまり左馬頭を発言の主体と解する説が長らく受け入れられ、現代の注釈書においても踏襲しているものが少なくなかった。だが、完訳日本の古典(小学館、一九八三)、新日本古典文学大系(岩波書店、一九九三)、新編日本古典文学全集(小学館、一九九四)など、最近の注釈書では、この会話文を『光源氏物語抄』の①の説と同様に、頭中将の発言と解しているのであった。さらに、「もとのしなに時よのおほみうちあひ、と云より、すてがたき物をば、と云まで」の箇所については、ほとんどの注釈が左馬頭の発言ととらえているのだが、新日本古典文学大系では、「引き続き頭中将の言か。それとも左馬頭の言か。複数の発言からなる議論とも取れる」(三七頁、脚注二四)としている。要は、『光源氏物語抄』の説は長らく支持されることがなかったにもかかわらず、近年刊行された注釈書では、その説と一致するよ

うなとらえ方がなされているということである。

かように難解な部分であるからこそ、注記がなされる必然性があるとおもわれるのだが、『光源氏物語抄』以前の注釈、及び『紫明抄』『河海抄』などでは、①のような注記は見出されないのであった。そういう意味で、①の注記は、南北朝期あたりまでの『源氏物語』注釈史上、かなり特異なものといえよう。また、角度をかえてみれば、『光源氏物語抄』が作成された十三世紀中葉までの、あるいは『河海抄』が成立する南北朝期までの『源氏物語』本文の読み方というのは、かなりおろかな面があつて、今日の我々からみると相当に大雑把であつた可能性が高いようにもおもわれる。「雨夜の品定め」のような場面では、登場人物が複数集まつて次から次へと発言してゆくため、個々の発言が誰のものであるのかがわかりにくくなっているにもかかわらず、そういう問題に注意を向けない、あるいは注意を向ける必然性がなかつたということであろうか。また、そうした読み方こそが、個々の作中人物とおのおののわせ話声を精確に分けて提示することのない物語本文のあり方に対して、実は相応しているともい得るのであるか。これらの問題点については後述する。

右のような①の注記のみをみると、『光源氏物語抄』（及びその編者）については、文脈の整理、あるいは本文の区分に積極的な注釈書の元祖と位置づけられるようにもおもわれよう。しかし、他の注記をみてゆくと、ことはそれほど単純ではないようである。

次は、「若紫」巻の注記である。北山から帰京していた尼君（紫の上の祖母）のもとを訪れた光源氏は、その翌日、尼君に宛てて手紙を送る。②は、重態の尼君に代わつて少納言の乳母がしたためた光源氏への返事に関する注である。

②たまはせたるはけふもすぐしがたげにて、と云事

少納言乳母が詞也。御ことづて給はせたる人はけふもすぐしがたげにあやうければ、わたくしに御返事は申と云由也。素寂

(二、13ウ)

ここでは、少納言の乳母を主体とする消息文であることが指摘されている。とはいえ、素寂によるこの注記は、本文の区分、及び消息文の主体の指摘よりも、むしろその意味内容を説明しようとする点に主眼があるのかとおもわれる。なぜなら、『源氏物語』の本文では、この消息文の直前に、返事をしたためた主体が明示されているからである。ここでは、青表紙本系統と河内本系統の両方の本文を引用しておきたい。

・少納言そきこえたるとはせ給へるはけふをもすぐしかたけなるさまにて山寺にまかりわたるほとにてかうとはせ給へるかしこまりはこの世ならてもきこえさせむとあり

(青表紙本系統、大島本)

・御かへり少納言そきこゆるたまはせたるはけふもすぐしかたけにて山さとにまかりわたるほとになんかくとはせたまふかしこまりはこのよならてもきこえさせんなどあり

*

「御かへり」という語の有無はともかくとして、いずれも傍線部で「少納言」という主体が明示されているのである。そういう意味では、この②の注記を本文区分に関するものと位置づけることはためらわれる。ただ、注記として「少納言乳母が詞也」とわざわざ明記しているのは、確認の意味という程度ではあれ、注目しておきたいのである。

*

次にとりあげるのは「紅葉賀」巻の注記で、光源氏が二条院の西の対に住まわせていた紫の上を訪ねて戯れるという箇所である。

③こちやとの給へどをどろかず、いりぬるいその、とくちすさび

てくちおほひ給へるさま、いみじうされてうつくし、と云事

しほみてばいりぬる穢（みろ日すくなくこふらく）の草なれやみてすくなくこふらくのお（ほき伊）ほき 定家

入ぬる穢（ほき伊）の、とは紫上のこたへ給言也。みるめん人を、と云も紫上の云事也。素寂 (二、37ウ、38オ)

ここで、引歌の注とならんであげられている素寂の説は、「いりぬるいその」という応答の言葉が、紫の上によるものであることを示している。さらにそのあとに出てくる「みるめん人」という部分についても、紫の上の発言とする。後者については、青表紙本・河内本の両系統、さらには別本の諸本において共通している「みるめにあくは……」という箇所に対応するのとおもわれるが、その後

の部分青表紙本の本文から引用しておく。

……いみじうされてうつくしあなにくかゝる事くちなれ給にけりなみるめにあくはまさなき事そよとて人めして御こととりよせてひかせたてまつり給 (青表紙本系統、大島本)

右の傍線部全体が、光源氏を主体とする会話文と解するのが一般的である。『光源氏物語抄』の素寂の説は、本文に異同があるため確かなことはいいがたいが、おそらく誤りではないかとおもわれる。ともあれ、このあたりの光源氏と紫の上とのやりとりがいささかわかりにくいため、発言の主体を明確にしようとする意図をもった注記であることは間違いないとおもわれる。

*

次の注記は、「賢木」巻の巻末に近い箇所で、『史記』「魯周公世家」に依拠した表現が用いられていることに關するものである。

④我御心ちにもいたうおほしをこもりて、文王の子武王のをと、とうちすじ給つる、御なのりさへぞげにめでたき。成王のな。とかの給はむとすらむ。そればかりぞ心もとなからむ、と云事

周公旦者、文王之子、武王之弟、自知其貴、忠仁公者、皇帝之祖、皇后之父、世推其仁。貞信公第三表江相公

於是宰相成王、而使其子伯禽代就封於魯、或伯禽曰、我文王之子、武王之弟、成王叔父也、我於天下亦不賤矣、然我一沐三提髮、一飯三起頭待士、於恐矣天下之賢人、子之魯、

云心は、六條院于時大將自談^(マツ)の詞、周公旦、文王の子武王弟、との給へば、我は桐壺帝の子、朱雀院の弟也とまでは、さも、ときこゆ。成王のをち、とはの給にくき子也。冷泉院には父子の御事なれば、こ、こそわづらはしけれ、とあざむきたる、おもしろくたくみなる詞にぞあらむかし。素寂

(二、67ウー68ウ)

これも、「云心は、……」以下の素寂による注記が注目されよう。この注記は、「魯周公世家」を引用した意義、ならびにその「おもしろくたくみなる」表現を説明しようとするものであつて、本文の区分を目的とする注ではない。しかし、傍線部において、「六條院」(すなわち光源氏) という朗誦の主体を明示しているの、あえてあげておく。なお、傍線部の「自談」は、「自讚」の誤りであろうとおもわれる。

*

次の引用は、「須磨」巻の注記である。朧月夜の尚侍は、朱雀帝の寵愛を受けながらも、須磨に退去した光源氏への執着を断ち切るこ

とができないでいる。
⑤ほろ／＼とこぼるれば、さりや、いづれにをつるならむ、との給はず、と云事

内侍のかみの御涙也。朧月夜尚侍、源氏の御事を思てなくこそ、と朱雀院ねたま給へることば也。素寂

これもまた、素寂の説である。ここでは、まず涙を流している主体を確定させたのち、「さりや、……」以下の会話文の意味内容、特に朱雀院の発言に込められた「ねたま」を明らかにすることを第一の目的としているのであるが、この発言の主体が朱雀院であることが明示している。本文を区分してとらえてゆくような姿勢が前提となっている注記といえるのではないか。

*

次は、「明石」巻の注記である。初夏の夜、光源氏の弾いた琴^{きん}の琴をきっかけにして、明石入道が、音楽をめぐる話からめて自分の娘のことを語り始めた。⑥では、その入道の発言を受けて、光源氏が応じている箇所注が付されている。

⑥きみ、ことをこと、もき、たまふまじかりけるあたりに、ねたきわざかな、とてをしやり給、ト云事

君とは源氏をさすか。ことをこと、もき、給ふまじかりける、とは入道がむすめの上手なるべきを見ちて源氏ののたまふことばか今案 (二、91オ)

「見ちて」の「見」は「は」の誤写とおもわれる。発言の主体である「きみ」が光源氏であること、またその光源氏の発言の意図するところなどを説明している。なお、この注記は、「今案」と明記されている。『光源氏物語抄』の編者の説とみてよからう。

*

つづいて、「絵合」巻の巻末に近い箇所に関する注記をとりあげる。光源氏が絵合に出品して人々を感動させた須磨の日記絵に関する叙述である。

⑦かのうら／＼のまき／＼は中宮にさぶらふ、ときこえさせ給ければ、と云事

ナマ、上願納本香原儀也
香本云、かのうら／＼のまき中宮にさぶらはせ給へ、と云事。

尋云、此両本相違如何可為正哉。答云、本詞有難歟。中宮にさぶらふ、をば中宮に現在するよし歟。卷何言在中宮哉。又、うら／＼のまき／＼も。たるよし、源氏、中宮に申よしならば、只今乞被參給ものもちたりと事あたらしく可被申故なし。而香本詞宜歟。言は今夜披見のすまあかしのうら／＼のまきは中宮にまいらせをかれよ、と被仰。下は、それはあるべければ、その、こりこそゆかしけれ、と中宮のおほせられたる也。教隆

難云、香本実以有其理。但、人をこそ参候せさせよとて候する詞はあれ、如本意三書籍をば貴などこそいひならはしたれ、さぶらはせ、とかける事、尤不定也。重答云、候字不叶不可直非情之候不叶然何にても現在するをば、さぶらふ、といひならはせり。且除目のそふ書を上卿の外記にくださる、仰詞云、大間成柄は執筆の亭へ待参せよ、召名は局にさぶらはせよ云々。大間とは、同事ノ草案也。成柄トハ、被任之人ノ申文也。召名トハ同事ノ正本也。 (三、7オ〜8オ)

ここでは、本文の異同が問題とされている。『光源氏物語抄』が引用する『源氏物語』の本文の破線部について、「香本」(平瀬本「横笛」巻奥書、「仙源抄」)にもその名が見える古写本)の本文と比較して、「香本」の本文の方が良いと主張しているのが清原教隆である。

『光源氏物語抄』が掲げている本文は、河内本系統の本文と一致する。

・かのうら／＼のまき／＼は中宮にさぶらふときこえさせ給ければ

は (尾州家河内本)

それに対して、「香本」なるものの本文は、青表紙本系統の本文とは同じといえよう。

・かのうら／＼のまきは中宮にさぶらはせ給へときこえさせ給ければ

これは (青表紙本系統、大島本)

教隆の説明の通り、青表紙本系統の本文の方がふさわしいとおもわれるが、ここで注目しておきたいのは、教隆の説明のなかでは、光源氏が發言の主体であるということを前提として内容を吟味しているという点である。さらに、つづけて「……これかはしめ又のこりのまき／＼ゆかしからせ給へ」と(尾州家河内本)という箇所を解釈している(なお、教隆はこの部分を中宮の發言ととらえているようだが、現存諸本からは会話文とは解し得ない)。本文の異同に関する注記ではあるが、文意、文脈の把握の前提として、本文区分の問題が関わっているとおもわれる。

*

つづいてとりあげるのは、「朝顔」巻で、朝顔の姫君に仕える女房たちが光源氏に魅了されていることを語っている箇所に対する注記である。

⑧ さぶらふ人くゝのさしもあらぬきはのことだになびきやすなるなどは、あやまちもしつべくめできこゆど（元正）は

是は物語字詞也。さぶらふ人くゝ、とは齋院の祇候人也。さしもあらぬきはのことだになびきやすなる、とは源氏ならぬ人にだにゆるしたてまつりたくおほゆる由歟。あやまちもしつべくめできこゆ、とは

源氏をやがてみちびきいれたてまつりぬべき心ちするよし歟。

教隆

さしもあらぬ、とは祇候人のためにさしもあらぬ事をもしつべき人くゝなり、と云歟。自余義者如上。西円

（三、29オ〜同ウ）

この注記に関しては、先にも言及したように井爪康之氏が詳しく論じている。^⑨ 教隆による注のなかで「物語字詞」という注目すべき語が用いられている。「字」は「地」の宛字であろう。井爪氏は、この語に関する先行研究のいずれもが、へ草子地へに相当する箇所をさす用語とみている点を批判して、「物語字詞」が、一般的なへ地の文へを指摘する語であることを論証されている。首肯すべき見解であるとおもわれる。

書き込みの形で記されている点が若干気になるところではあるが、ひとまず、十三世紀を生きる清原教隆がへ地の文へを指摘したもの

と解してよいならば、『源氏物語』の注釈史においても非常に貴重な注記だといえよう。

*

次にとりあげるのは、「初音」巻の注記である。明石の姫君から送られた返歌をみて、実母である明石の君が手習にした歌の本文をめぐる問題がとりあげられている。

⑨ めづらしや花のねぐらに木づたひて谷のふるすをどづる（元正）驚、と

二事

問閑本々不同随又有議多存、：〔中略〕：仍播公出押書云、

此文字文の心と申地躰と申可為閑之由：〔中略〕：仍令進上

押書之状如件、建長五年三月廿八日 榆柳宮隱倫釈西円在判

：〔中略〕：此条比興也、能々談すべきことなり。今案

（三、67ウ〜69ウ）

『源氏物語』本文の破線部、「とづる」と、「とへる」のいずれが正しいのかという問題に関して、かなりの長さに及ぶ注記である（ここでは適宜、略してある）。これについては、夙に稲賀敬二氏が詳細に検討されているのだが、^⑩ 井爪氏は、⑨の傍線部で、「播公」（すなわち西円）が、「文の心」及び「地躰」という表現によってそれぞれ消息文及びへ地の文へを指示していることに注目されている。^⑪

*

次の⑩は、「篝火」巻、光源氏が玉鬘に添い臥して、篝火の煙によそえつつ恋情を訴えるという箇所の注記である。

⑩いつまでとかや、ふすぶるならでもくるしきしたもえなりけり、

といふ事

源氏、玉かづらの事を念じて思食事也。素寂

夏なつくればやどにふするつマテかやり火のいつまで我身下もえにせ

ん伊行

(二、92才)

ここにとりあげられた『源氏物語』本文は、光源氏の詠んだ和歌の直後に置かれているもので、光源氏の会話文であるが、ここでの素寂は、主体と客体とを明確にしようとしているようである。

*

次は、「梅が枝」巻の巻末近くで、夕霧から雲居の雁のもとへしはばしば消息が届けられているということを受ける箇所である。

⑪たがまことをかとおもひながら、といふ事

偽いつはりと思ふ物から今更にたがまことをか我はたのまむ奥入素寂

寂

是も夕霧の雲井雁を思ふ事也。素寂

(四、7才)

二つの注のうち、前者は、引歌の指摘である。後者、素寂による注記は、「おもひながら」の主体を夕霧、そして客体を雲居の雁と解しているようであるが、夙くは『弄花抄』などが指摘するように、この「たがまことをか」は、雲居の雁の心中の言葉と解すべきであろう。素寂は誤解していると考えられる。ただし、誤りではあっても、この注記が、会話文あるいは消息文ではなくて、心中の言葉に關して主体及び客体を明確にしようとするものである点は、大いに注目

すべきであろう。

*

次は「横笛」巻で、夕霧が六条院を訪れた際に、まだ幼い匂宮(三の宮)らが夕霧に甘えているのを光源氏(六条院)が戯れに諷めるという場面についての注記である。

⑫おほやけの御ちかきまもりをわたくしのずいじんりにやうぜん
とあらしひ給よ、ト云事

匂宮部卿の宮、まだいとけなくて三宮と申時、あにの式部卿の宮も二宮とてうちみだれてあそび給所を夕霧の大将のとをり給に、われいだかれん、とたがひにあらそひ給を、源氏の院御らむじとがめて仰られたる御詞也。近衛つかさをば、ちかきまもり、と云ゆへ也。素寂

(四、58ウ、59才)

素寂による注記は、この場面の内容をおさえた上で、「源氏の院」の発言であること、ならびに「おほやけの御ちかきまもり」という言葉の意図するところを説明している。これも、直接的な本文の区分に關する注記とはいいがたいが、会話文の主体が意識されていることはいうまでもあるまい。

*

最後の⑬は「夕霧」巻で、一条御息所から送られてきた手紙を奪われてしまった夕霧と、その手紙を奪い取った雲居の雁の二人の会話に關する注記である。

⑬なやまなやましうて六条にもえまいるまじければ、ふみをばたてまつ

らめ、なに事かありけむ、とのたまふがいとさりげなければ、文はおこがましうとりてけり、とすさまじくてその事をばかけたまはず、一夜のみやまかせにあやまり給へるなやましさを、り、ト云事

夕霧の大将、をの、落葉よりかへりて後の給へる詞をあざけりて、みやまかせとの給へる、いうにおもしろくこそ。同

(四、68オ―同ウ)

この注記の末尾の「同」というのは、直前に置かれてある注と同一人物によるものということであろう。そうであれば、この注は素寂によるものと考えられる。

ここではまず、引用された『源氏物語』本文の最初の部分の右肩に「夕霧詞」と記されている点が注目されよう。これは、夕霧を主体とする会話文であることを指示するものである。¹²⁾ また、注の文中では、雲居の雁の心中ならびに会話文に関するものであるにもかかわらず、本文の区分、主体などが明示されていないわけだが、それでも本文のなかから会話文を区分するということを前提としている注といえるようにおもわれる。

三 本文の区分に関わる注記と素寂

前節では、本文の区分に関わりのある注記のすべてをとりあげてきた。なお遺漏があるかもしれないが、可能な限り広く拾いあげて

みてもせいぜい十三例しか見出されないということであり、全体の分量に照らしてみれば、非常に限られているというべきであろう。それらの内容について、あらためて整理しておく。

いわゆる「地の文」を指示する注記が、⑧・⑨の二つであった(⑨には消息文の指示も含まれる)。一方、複数の会話文の主体、及びそれぞれ初めと終わりを明らかにしようとする①は、典型的な本文区分の注記とみとめられよう。また、⑬では、『源氏物語』の引用本文の冒頭、右肩に書き込まれた注によって、会話文であること、及びその主体が誰であるのが明示されていた。そのほかは、本文の区分を主眼とする注記とはいいがたいものばかりであった。会話文の主体(及び客体)についての説明が含まれる注記としては、③・④・⑤・⑥・⑩・⑫があった。⑦は、文意、文脈の把握の前提として会話文の主体が意識されている程度といえよう。ほかには、消息文の主体を明示する注記として②、さらに心中の言葉に関して主体及び客体を明確にしようとする注記⑪があった。

既に井爪氏の論文では、①・②・⑥・⑧・⑨・⑬の六つがとりあげられ、十三世紀半ばに成立する『光源氏物語抄』において夙も「文脈を整理する注」が記されているということを指摘されていたわけだが、¹³⁾より網羅的にみてゆくと、特に⑥のタイプに近いものが多く見出されたといえよう。

さて、そのような十三例の注は、それぞれ誰によってなされたものなのか。人物ごとにまとめると、以下のようになる。

- ・編者……………(①?)、⑥
- ・素寂……………②、③、④、⑤、⑩、⑪、⑫、⑬
- ・清原教隆……………⑦、⑧
- ・西円……………⑨

右のように、十三例中八例が、素寂による注記であった。『光源氏物語抄』全体のなかで素寂の説がもつとも多く引用されている点を考慮してみても、⁽¹⁴⁾ 十三分の八という割合はかなり高いというべきであろう。

ここで、素寂自身によって編まれた『紫明抄』に目を向けてみたい。今日では、『光源氏物語抄』に引かれている素寂の説は、永仁二年(一二九四)、久明親王に献上されて今日に伝えられる『紫明抄』(全十巻)から転載されたものではなく、『光源氏物語抄』の成立以前になされた素寂の初期の注釈に拠るものと考えられている。とはいえ、『光源氏物語抄』の素寂説は、現存する『紫明抄』の注記と一致するものが少なくない。そこで、前節でとりあげた素寂による注記八例が、『紫明抄』ではどのように扱われているのかを調べてみると、五例、すなわち引用文の番号では②、④、⑤、⑫、⑬については、『紫明抄』にみえる注記と(ほとんど)一致している。⁽¹⁵⁾ なお、残りの三例(③、⑩、⑪)については、後述することにした。さらに、『紫明抄』全体を網羅的にみてゆくと、『光源氏物語抄』にも引かれている右の五例(②、④、⑤、⑫、⑬)以外には、本文の区分に関わるような注記はいっさい見出すことができなかった。

『光源氏物語抄』から『紫明抄』への形成過程については、既に堤康夫氏が詳しく検討されている。すなわち、堤氏によれば、素寂は『光源氏物語抄』に採られていた自身の説に依拠しつつ、そのなかから(会話文の主体の指示などを含む)文意の解釈もしくは理解のための注記を排除して、たとえば引歌・引詩などの「実証主義的」な注記を充実させているという。⁽¹⁶⁾ こうしたとらえ方は、『光源氏物語抄』から『紫明抄』への展開の過程で、本文の区分などを含む「文脈把握の方法は切り捨てられていった」と説明される井爪氏の見解⁽¹⁷⁾にも通ずるものであろう。

さらに堤氏は、素寂の正体について、源孝行説を支持した上で、『光源氏物語抄』に採られた素寂説が、当時の関東で流布していたと考えられる孝行所持本『源氏物語』に書き込まれた傍注であったらしい(それゆえ『光源氏物語抄』に採られた素寂説は、そのほとんどが短文の注記である)ということなどを推定されている。⁽¹⁸⁾ これは、『光源氏物語抄』と『紫明抄』との関係をより具体的に明らかにした論考で、特に初期の素寂の注釈が傍注形式であった可能性は、十二〜十三世紀の他の古注釈のあり方を想起してみても、かなり高いようにおもわれる。本文の区分に関わる注記も、傍注形式ということならば、実際に本文を読む上でも便利なものとして活用されるであろう。なお、先にみた引用⑬の「夕霧詞」という注記は、あるいは傍注形式の名残ということかも知れない。

ただし、本文の区分に関わる注記に関して、『紫明抄』では「排除」

されているとまでいふべきであろうか。先にも整理したように、『光源氏物語抄』の素寂説、八例のうち五例はそのまま『紫明抄』にも取り込まれている。少なくとも完全に排除しているわけではない。また、『紫明抄』には採られなかった三例(③・⑩・⑪)について再吟味してみると、『光源氏物語抄』では、いずれも伊行・定家らによる引歌の注記とセットになっていることに気づく。『紫明抄』に採られた②、④、⑤、⑫、⑬の五例においては、いずれも引歌の注を含んでいない。つまり、『紫明抄』では、引歌の注が本文の区分に関する注とセットになっている場合に、引歌の注のみを採っているわけであった。したがって、『紫明抄』を編む際に、出典・典拠を明らかにする「実証主義的」な注記をより重視しているのは明らかである。ところが、それはあくまでも相対的なものであって、本文の区分、あるいは文意と文脈の解釈などの注記を排除したり、切り捨てたりしているとはいえないのではないか。

ほかならぬ『紫明抄』の編者自身、同時代の人々と比べてみると、相対的には本文の区分、あるいは文意、文脈の把握といった類の注釈を積極的に施していたのであって、同時代の人々のなかでの素寂の位置について見誤らないようにしたい。素寂には、会話文、消息文、内話文などをへ地の文と区分して、それぞれの主体を明確にとらえた上で文意を把握しようとする意識が、つよくあったということとを評価しておくべきであろう。

そのことは、たとえば『河海抄』と比べてみても確認できるかと

おもわれる。『河海抄』の注記の特色に関しては、別途、一般的かつ網羅的に検討したいとおもうが、前節でとりあげた十三例に対応する箇所をみてゆくと、本文の区分に関係する注がみられるのは、次のとおり、「総合」巻の⑦、及び「夕霧」巻の⑬に照応する二つしかないのである。

・かのうら／＼のまきは中宮にさぶらはせ給へ、ときこえ給ければ

或本には、中宮にさぶらふ、ときこえさせ給、とあり。理不
可然、彼陬磨明石の巻は中宮にまいらせをかれよ、と源氏お
ほせられたる也。(二四八頁)⁽¹⁹⁾

・一夜のみやまかせに

大将、なやましようて、とあるを、三条の上あざりて、一条
宮によそへて、みやまかせ、といへり。尤巧也。(五一三頁)
もちろん、『河海抄』においては、本文区分に関わる注記で『光源氏
物語抄』にとりあげられていないものも若干見出せるが、例として
は非常に少ないのであった。

なお、素寂の説がいささか正確さに欠けるところがあることにも
言及しておくべきであろう。素寂による八例の注記のうち、③・⑪
については、前節で確認したように誤りがある。特に③の場合は、
本文の転訛による混乱が想定されるわけだが、とにかく、このよう
な誤りさえも含んだ、本文の区分に関係する注記、及びそれにから
む形での解釈主義的な注記それ自体は、十三世紀中葉の時点におい

て、文意、文脈の把握が決してたやすくはなかったことを示唆して
いよう。

四 『源氏物語』の話しとの関係

——むすびにかえて——

以上みてきたように、『光源氏物語抄』において本文の区分に関わ
りのある注記を可能な限り広くとりあげようとしても、せいぜい十
三例⁽²⁰⁾しかない。したがって、『花鳥余情』以降の注釈などと比べれば
きわめて限られたものではあるが、そうした注を相対的に多くのこ
した人物として素寂が挙げられることを確認してきた。おそらく、
『光源氏物語抄』が成立する少し前に、そのような注釈を施していた
のであろう。『源氏物語』の注釈史において、本文を区分してゆくと
いう注のあり方の淵源を素寂の注釈のみに限定することはできない
かとおもいますが、もつとも早い段階でそのような注記をのこした一
人であることは間違いないであろう。

それにしても、『源氏物語』の本文における、個々の作中人物、さ
らには語り手・書き手たちの話声というものをみてゆくと、いわば
本文が区分されることを拒絶するかのような重なり方を示している。
素寂、あるいは清原教隆、西円、そして『光源氏物語抄』の編者ら
は、そのような重なり方をどのように認識していたのだろうか。そ
のわかりにくさこそが、彼らの注記が生み出されるきっかけを提供

している。とはいえ一方では、そうした読み方は、作中人物どうし、
あるいは作中人物と語り手・書き手たちのおのおのの話し^{わせい}を精確に
分けることで、皮肉なことに、物語本文それ自体の特質からは離れ
てゆく面があるようにもおもわれてならない。本文を区分するよう
な注釈によって、ある部分の言葉がある特定の人物一人の話声とし
て限定されることは——我々にとつてはもちろんのこと、中世のあ
る時点でそういう注を施した人々にとつても——物語を読解する上
で必須といつてもよいのだろうか、『源氏物語』の話声は、むしろ作
中人物から語り手・書き手たちまでの声の重なりとして受けとめら
れるべきでもあった⁽²¹⁾。注釈という行為の孕む根源的な問題を、今後、
考えてゆきたいとおもう。

注

(1) 拙稿『源氏物語』における作中人物の話声とへ語り手——重なりあう
話声の様相——(古代中世文学論考刊行会編『古代中世文学論考 第七集』
新典社、二〇〇二)。特に、その二節で、古注釈における本文の区分に関し
てまとめている。

(2) 今日、一般に『異本紫明抄』と呼ばれるこの注釈書の内題は「光源氏物
語抄」であるが、題簽は「紫明抄」となっている。さらに、巻一から巻五
のすべての奥書においても、今川範政によって「紫明抄 五帖内」と記さ
れていることが確認できる。素寂による「紫明抄」とはまったく異なる注
釈書でありながら、かつては「紫明抄」という名で流通していたらしい。
『光源氏物語抄』という内題については、『光源氏物語』の注釈書」とい
う意の一般名詞とみるべきかも知れない(伊井春樹氏の教示による)。しかし、
本稿では、『紫明抄』とはまったく異なる注釈書である点を重視して、あえ

て「光源氏物語抄」と呼ぶことにする。なお、堤康夫「素寂所持本『源氏物語』とその書入注の推定——『異本紫明抄』による——」（『源氏物語注釈史論考』第二章一、新典社、一九九九）の注（2）にも、同様の見解が示されている。

(3) 注1の拙稿（二節、一三六頁）では、「河海抄」における「物がたりの家」という用語について言及した際に、「蓬生」巻の巻末にみえる一例以外には「ほかにこうした指摘はない」と説明していたが、これは誤りであった。「賢木」巻でも用いられており、計二例である。この場を借りて訂正させていただく。

(4) 井爪康之「草子地の基盤」（『源氏物語注釈史の研究』第二編第一章、新典社、一九九三）。

(5) 『光源氏物語抄』の引用本文、及び（ ）内の巻数・丁数は、ノートルダム清心女子大学古典叢書刊行会編『紫明抄一〜五』（福武書店、一九七六、一九七七）の影印に拠る。ただし、適宜、句読点・濁点を加えてある。

(6) 引用本文は、中野幸一編『源氏物語古註釈叢刊 第二巻 花鳥余情源氏和秘抄 源氏物語之内不審条々 源語秘訣 口伝抄』（武蔵野書院、一九七八）に拠る。ただし、適宜、句読点・濁点を加えてある。なお、『花鳥余情』の成立（初稿本）は文明四年（一四七二）であるが、その少し後、文明十七年（一四八五）に成立している宗祇の『雨夜談抄（帚木別注）』でも、頭中将が左馬頭に譲って言わせていると解している。

(7) 青表紙本系統の大島本（古代学協会蔵、飛鳥井雅康等筆本）の引用本文は、古代学協会・古代学研究所編『大島本源氏物語』（角川書店、一九九六）の影印に拠る。

(8) 尾州家河内本の引用本文は、秋山慶・池田利夫編『尾州家河内本源氏物語』（武蔵野書院、一九七七、一九七八）に拠る。ただし、句読点を省略しである。

(9) 注4、前掲論文。

(10) 稲賀敏二「源氏積から紫明抄へ」（『源氏物語の研究——成立と伝流——』

第二章一節、笠間書院、一九六七）。特に、⑨の注記で引用される建長五年（一二五三）三月二十八日の源氏談義に注目して、『光源氏物語抄』の成立などが論じられている。

(11) 注4、前掲論文。

(12) 注4、前掲論文では、「ノートルダム清心女子大学本黒川本は、出典名・集付・作者名を右肩に記しているため、このような方法をとることもあったであろう」と推察している。

(13) 注4、前掲論文。

(14) 注2、前掲の堤氏の論文によれば、素寂説は、全注記三五四二項目中、一一〇五項目で、全体の三一・二〇%を占めるといふ。

(15) 五例のうち、⑬の「夕霧」巻の注記のみ、「光源氏物語抄」と「紫明抄」とで表記のあり方に若干の違いがある。『紫明抄』の注は以下のとおりである。
・ なやまして六条にもえまいるまじければふみをこそはたてまつら
め夕霧

一夜のみやまかせにあやまり給へるなやましさなり、三条上落巻

夕ざりの大将、をの、落葉宮よりかへりてのちの給へる詞をあざけりて、みやまかせとの給へる、いうにおもしろくこそ。（一三六頁）
なお、『紫明抄』の引用本文、及び（ ）内の頁数は、玉上琢彌編、山本利達・石田穰二校訂『紫明抄河海抄』（角川書店、一九六八）に拠る。ただし、適宜、句読点・濁点を加えてある。

(16) 堤康夫「紫明抄」の形成——『異本紫明抄』との関連を中心として——（『源氏物語注釈史の基礎的研究』第一章一、おうふう、一九九四）。

(17) 注4、前掲論文。

(18) 注2、前掲の堤氏の論文。

(19) 『河海抄』の引用本文、及び（ ）内の頁数は、注15、前掲書に拠る。ただし、適宜、句読点・濁点を加えてある。

(20) ただし、二節でとりあげた十三例以外にも、本文の区分といささか関わりがあるといえなくもないような注記が若干見出される。たとえば、「夕

顔」巻に見出された次のようなものである。

・しをん色のおりにあひたるうすもの、と云事
尋云、しをんいろのも、如何御物哉。答、ものしをんいろなるにはあ
らじ、しをん色のきぬにうすもの、もを着歟。しをん色のきぬ、うす
もの、も、常事也。然者、おりにあひたる可為絶句也。

已上西円曰、東比院御念仏殿上人等着此色之指貫々々(一、81ウ、82オ)
こうした注釈は、本文の読み方に関わる注記といえよう。なお、読み方に
関する注記に限ると、特に親行説が「桐壺」及び「帚木」巻に集中してみ
られる。

(21) 注1の拙稿、及び拙稿『源氏物語』の〈語り〉の本性——作中人物どう
しの話声の重なりあい——『平安文学の風貌』(武蔵野書院、二〇〇三)
を参照されたい。